

# 令和8年度 いじめ防止基本方針

守谷市立黒内小学校

## 1. はじめに：教育理念と本方針の策定背景

「すべての子供は、かけがえのない宝である」——。この理念は、本校の教育活動における最優先の戦略的基盤です。子供たちが健やかに成長することは、豊かな未来を実現するための絶対条件であり、学校はその成長を阻害するいかなる要因も排除する責務を負っています。

### ○学校が目指す「自己実現」の条件

本校では、子供たちが主体的に自己実現を目指せる環境として以下の条件を体系化しています。

- 多様な個性の受容： 子供同士が互いの特性や可能性を認め合い、他者の長所を発見できる関係性
- 安心できる居場所の提供： 排除の雰囲気がなく、誰もが「ここにいてよい」と感じられる温かい人間関係
- 健やかな成長の保障： 将来への希望を失わせるような不安要素が取り除かれた安全な学習環境

### ○いじめを「自分事」と捉える組織文化の意義

本校の方針は、「いじめはどの子供にも起こりうる」という厳格な認識を出発点としています。これは単なる警鐘ではなく、学校運営における「慢心の排除」を意味します。「自分のクラスに限ってあり得ない」という思い込みを組織的に排除することで、微細なサインを見逃さない高い感受性を維持し、情報の抱え込みを防ぐことが可能になります。この理念を形にする第一歩として、まずは「いじめ」の定義を保護者の皆様と共有し、子供たちを見守る体制を整えます。

## 2. 「いじめ」の再定義：法的な視点と本校の認識

いじめの早期発見・早期対応を確実にするためには、属人的な経験則ではなく、法に基づいた客観的な定義を理解することが不可欠です。

### ○「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法第2条)

- 当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う行為
- 行為の形態,心理的・物理的な影響を与える行為(SNS等のインターネット経由を含む)
- 判断基準,行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

### ○「被害児童の主観」を最優先する教育的価値

本校では、いじめの認定において被害児童の「苦痛」という主観を最優先します。周囲が「遊び」や「悪ふざけ」と捉えても、本人が苦痛を感じていれば、それは本校が組織を挙げて対応すべき「いじめ」です。この姿勢は、子供たちに「自分の気持ちは尊重される」という深い安心感を与え、保護者の皆様との間には、不透明な判断を排した「誠実な信頼関係」を構築するための基盤となります。

### 3. 未然防止に向けた重層的な取組: 自己有用感を育む

いじめを生まない集団づくりは、単なるトラブル回避ではなく、子供たちの「自己有用感(自分が役に立っている、認められているという感覚)」を高めるための戦略的なアプローチです。

#### ○ 未然防止に向けた施策の三柱

##### ① 学級・授業づくり: 自己肯定感の醸成

- 一人一人が認められる支持的な学級雰囲気構築
- 「分かる授業」の実践により、学習の達成感や成就感の中で自己有用感の味わい

##### ② 情操・道徳教育: 共感力の育成

- 道徳教育やボランティア活動等の体験活動を通じ、互いに心が通い合う人間関係形成能力の向上

##### ③ 児童の自主活動: 主体性の発揮

- いじめ防止に特化した学級活動を年1回以上一斉実施
- あいさつ運動や児童自身が考え発信する「きらめきフォーラム」の推進

#### ○ 心理的ワクチンとしての「分かる授業」

学習において「分かった!」という達成感を積み重ねることは、児童の自己有用感を強化します。自分の価値を信じられる児童は、他者を攻撃して優越感に浸る必要がなくなります。本校では、「分かる授業」をいじめに対する「心理的ワクチン」と位置づけ、学力向上といじめ防止を不可分の戦略として推進しています。

### 4. 早期発見と相談を支えるモニタリング体制

いじめのサインを迅速に捉えるため、本校では「なかよしアンケート」をはじめとする多角的な調査を実施しています。

#### ○ 調査・モニタリングの年間スケジュール

- 毎月1回: 児童対象「なかよしアンケート(学校生活いじめアンケート)」の実施
- 9月: 教育相談を通じた児童からの直接聞き取り調査(夏休み明けの環境変化によるリスクを重点的に把握)
- 2月: 保護者対象「学校生活アンケート調査」の実施(年度の総括として家庭視点でのモニタリング)

#### ○ 「先生あのね」を支える教員の即応姿勢

児童が発する小さなSOSを逃さないため、本校では「先生あのね」の呼びかけに対し、以下の対応を徹底しています。

- 即時対応: その場で手を止め、話を聴くことを原則とします。
- 具体的約束: すぐに対応できない場合でも「後でね」と突き放さず、「後でもう一度先生のところへ来てね」と再会を約束し、必ずその日のうちに声を受け止めます。この徹底した傾聴姿勢が、子供たちの心理的安全性を支え、「何かあっても先生が守ってくれる」という確信を醸成します。

## 5. 「黒内小学校いじめ対策本部」による組織的対応

いじめ対応を担任個人の責任にせず、組織として解決を図ることが本校の基本戦略です。

### ○ 組織構成:全教職員による「チーム黒内」

校長・副校長・教頭・養護教諭・外部専門家に加え、「全教職員」が対策本部の構成員です。

- **戦略的メリット:** 特定の教員のバイアスや属人的な判断を排し、複数の目による「組織的な客観性」を確保します。事案発生時は「緊急いじめ対策委員会」を招集し、情報共有のスピードを最大化します。

### ○ 保護者への誠実な「初期対応の手順」

保護者の皆様から相談を受けた際、本校は以下の5項目を遵守し、信頼の再構築に努めます。

- 1 傾聴に徹する: 不安や不満をすべて受け止める
- 2 主訴の把握: 質問を投げかけ、要望や苦情の本質をつかむ
- 3 非がある場合の謝罪: 誠意を込めて即座に謝罪する
- 4 対応を焦らない: 不正確な情報を伝えず、迅速かつ正確な事実調査を行う
- 5 透明性の確保: 管理職への随時報告と、今後の見通しの調整を徹底する

### ○ 「いじめ解消」の厳格な基準(継続支援フェーズ)

いじめは一時的な停止をもって「解決」とは見なしません。

- いじめ行為が止んでから 3ヶ月以上 が経過していること。
- 被害児童および保護者との面談により、本人が「心身の苦痛を感じていない」と確認されること。この期間を「解消に向けた継続監視・支援フェーズ」と位置づけ、再発防止を徹底します。

## 6. 個別のニーズに応じた包括的な配慮と支援

児童の安全を保障することは、誰一人取り残さない「人権のスタンダード」を確立することです。

### ○ 重点的に支援を行う対象

以下の属性や背景を持つ児童に対し、日常的な見守りと適切な支援を強化しています。

障害のある児童(発達障害含む): 特性に応じたコミュニケーション支援

- 外国籍・帰国児童: 言語や文化の壁による孤立の防止
- 性自認・性的指向に関する配慮が必要な児童: 個人の尊厳を尊重した環境整備
- 避難児童: 震災等による生活環境の変化に伴う精神的ケア

これらの配慮は特定の児童への「優遇」ではなく、多様性を認め合う「ユニバーサルな安全基準」の向上であり、すべての子供たちが安心して学べる学校づくりの根幹

## 7. 重大事態への厳格な対応プロセス

生命や心身、財産に重大な被害が生じる「重大事態」に対しては、学校の社会的責任として、法的ガイドラインに基づく断固たる措置を講じます。

### ○ 重大事態の定義とプロセス

- 1 定義：自殺企図、精神疾患の発生、生命・心身への重大被害、または年間30日程度の欠席を余儀なくされた場合
- 2 プロセス：
  - ① 守谷市教育委員会への速やかな報告
  - ② 弁護士や精神科医等、第三者を含む専門家組織による事実関係の調査
  - ③ 被害児童および保護者の立場に立った詳細な事実確認と、加害児童への厳正な指導

### ○ 学校としての説明責任

重大事態において、本校は被害児童・保護者に対する説明責任を最優先します。調査により判明した事実は、個人情報保護法を遵守しつつ、適時・適切に共有します。これは、学校が隠蔽を許さず、誠実に真実と向き合う決意の表明です。

## 8. おわりに：学校・家庭・地域による強固なパートナーシップ

いじめ問題の解決にゴールはありません。しかし、学校評価を用いた継続的な検証と、その結果を保護者や地域の皆様へ透明性を持って報告するサイクルを回し続けることで、本方針はより実効性の高いものへと進化します。

### ○ 保護者の皆様へ

「いじめを許さない子供社会」は、学校だけの力では実現できません。子供たちの発する微かなサインを共有し、共に悩み、支え合うパートナーシップこそが、子供たちを守る最強の盾となります。令和8年度、守谷市立黒内小学校は本方針を堅持し、すべての児童が安心して自己実現に挑戦できる、笑顔あふれる学校を全力で守り抜くことをお約束いたします。